
F A X 送付案内

平成27年4月6日

A4 6枚 (本状含む)

関係各位

鹿児島県農政部畜産課 家畜衛生係
担当者： 濱崎鹿児島市鴨池新町10番1号
TEL:099-286-3226 FAX:099-286-5599
eikan@pref.kagoshima.lg.jp

台湾等における鳥インフルエンザの発生について

平素よりお世話になっております。

台湾等における鳥インフルエンザの発生について、農林水産省より情報提供がありましたのでお知らせします。

【台湾における発生】

発生日：2015年1月以降

血清型：H5N2, H5N3, H5N8亜型 (高病原性)

発生状況：合計881件 (農場、と畜場、係留所での確認)

【韓国における発生】韓国においては、2014年1月以降に合計347件の発生が確認されています (うち、2014年9月以降は、135件の発生)。**【その他の地域における発生】**・アメリカ ミネソタ州, H5N2 (高病原性), 3月31日, 家きん農場
2件・アメリカ サウスダコタ州, H5N2 (高病原性), 4月, 家きん農場
鳥インフルエンザに関する情報 (農林水産省HP)<http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/index.html>

このように、本病の発生については、世界各地で報告されており、国内でも昨年末から各地の野鳥、宮崎県・山口県・岡山県・佐賀県の養鶏場において確認されたところです。

依然として、国内での発生リスクは高い状況にあることから、引き続き、緊張感を持って、本病侵入防止対策に万全を期していただきますよう、よろしくお願い致します。

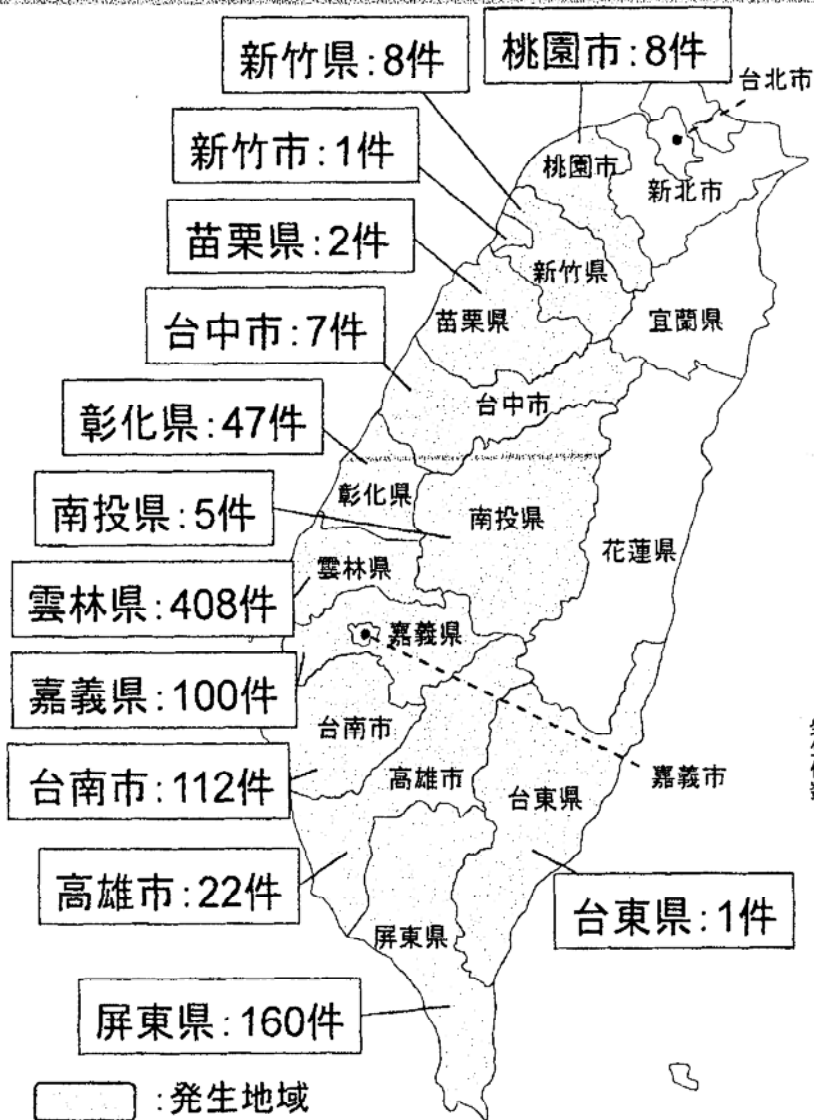
本病侵入防止対策野鳥、ネズミ等の侵入防止対策、消毒の徹底 (車、人) をはじめとした飼養衛生管理基準の遵守の徹底と、特に下記事項について日頃から確認いただき、小さな不備でも修繕・整備など早急に

実施していただくよう、また、異常を認めた際の早期発見早期通報の徹底についてもご指導いただくようお願いいたします。

記

- 1 鶏舎の穴をふさぐ（野生動物・ネズミ等の侵入防止）
- 2 防鳥ネットの補修（隙間のないように）
- 3 飲み水対策（水道水でない場合は消毒実施）
- 4 鶏舎専用の長靴、衣服の着用（鶏舎にウイルスを持ち込まない）
- 5 消毒の実施（鶏舎毎の踏込消毒槽、車両消毒、手指の消毒、鶏舎周囲への石灰の散布）

台湾における高病原性鳥インフルエンザの発生状況(2015年1月~)



合計: 881件※(農場・処理場・係留場)

血清型
 ・H5N2* ・H5N2/H5N8混合感染
 ・H5N3 ・H5N2/H5N3混合感染
 ・H5N8 ・H5**

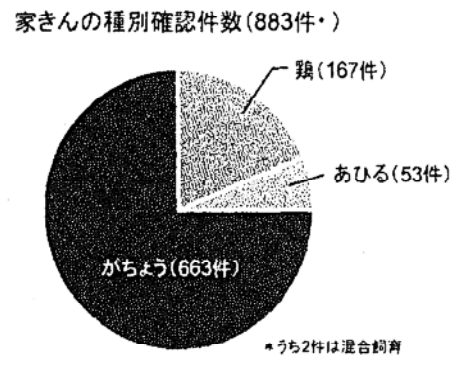
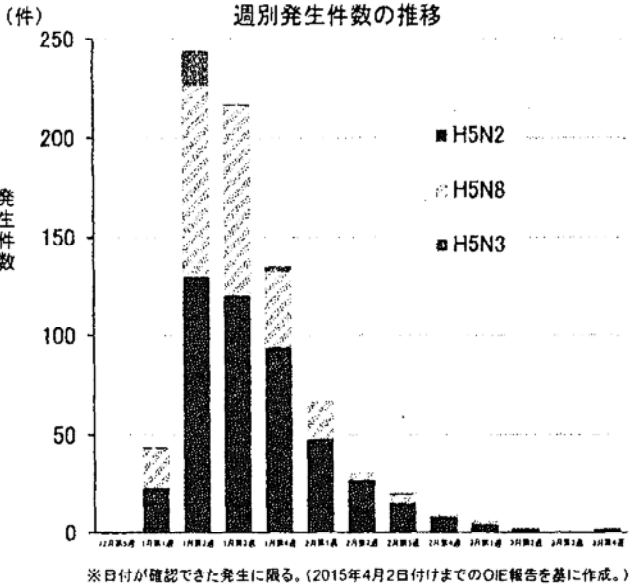
※発生件数の血清型別の内訳は未確定

*過去に台湾で検出されたウイルスによる感染及び過去に台湾で検出されたウイルスとの混合感染を含む
 **N亜型・病原性未確定

殺処分完了: 880件(445万4,890羽)

○野鳥における検出(8件)

確定日	場所	亜型	鳥種
3/16	高雄市高屏溪	H5	不明
3/1	台南市安南区	H5	クロツラ ヘラサギ
2/1	台南市七股区	H5	クロツラ ヘラサギ
1/30	台東県台東市	H5N2	ゴイサギ
1/19	屏東県長治郷	H5	ツグミ
1/18	苗栗県竹南鎮	H5N3	ウロガシラ (3羽)



台湾における種別飼養状況

	鶏	あひる	がちよう
飼養戸数	5,798	2,816	971
飼養羽数(万羽)	9,213	962	177

※2015年1月15日の台湾当局公表資料を基に作成

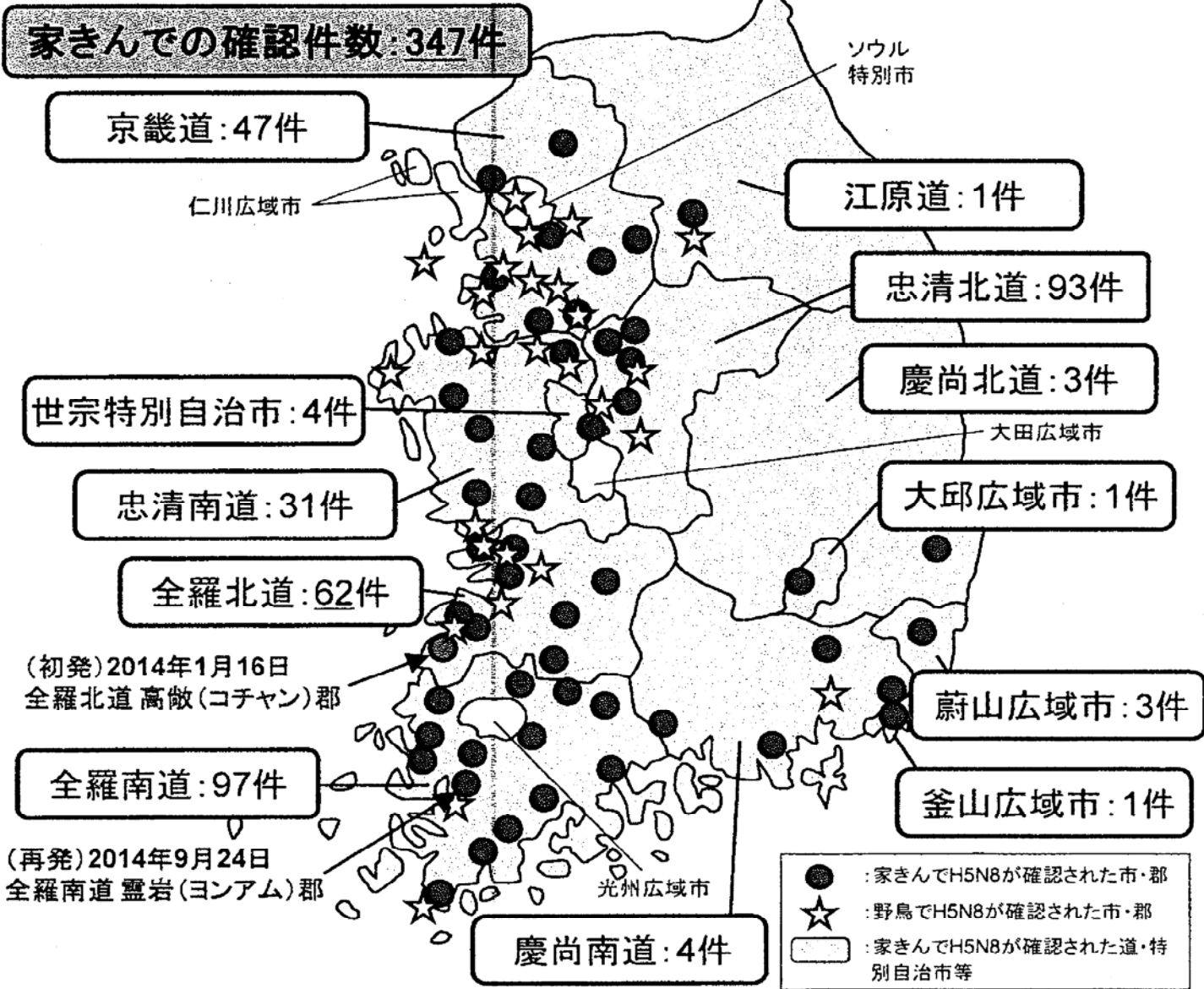
注: ・本図のH5N2及びH5N3亜型ウイルスは、過去に台湾で確認されたウイルスと異なり、これらウイルスのH5遺伝子は韓国H5N8亜型ウイルスのH5遺伝子と近縁。
 ・以下については、本図に記載していない。
 ①1月6日屏東県の採卵鶏農場で発生した従来型(1件)。
 ②発生農場の半径1km以内の家きん農場におけるサーベイランスの結果、29農場でH5亜型のウイルスを検出。

出典: 台湾行政院農業委員会動植物防疫検疫局、OIE

2015年4月1日18時現在

2015年3月31日現在

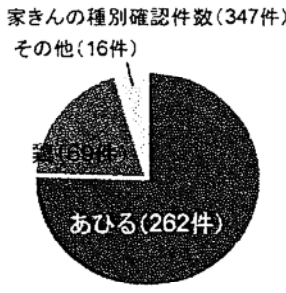
韓国における高病原性鳥インフルエンザ (H5N8亜型) の発生状況 (2014年1月～)



※ 日付は申告日
 ※ 下線は更新点 (3月23日時点から)
 ※ 出典: 韓国農林畜産食品部 等

【家きんでの発生・対応状況】

- 発生状況 (3月31日時点)
 - 韓国当局の公表している発生件数: 37件
 - 他に、発生農場周囲・疫学関連農場等310件でH5N8亜型鳥インフルエンザが確認。
- 殺処分 (3月22日時点)
 - 1,799万羽 (713農家)
 - 2014年9月3日まで: 1,396万1千羽 (548農家)
 - 2014年9月24日以降: 402万9千羽 (165農家)
 - 発生農場、疫学関連農場、各発生農場周囲の農場 (500m又は3km内を対象)
- その他
 - 9月4日、全ての移動制限が解除されたが、9月24日、2か月ぶりに再発
 - 9月以降、135件の確認 (3月31日時点)



【野鳥での検出・対応状況】

- 野鳥検査 (3月22日時点)
 - 陽性: 58件 (トモエガモ10件、マガモ9件、カルガモ5件、ヒシクイ5件、コガモ4件、マガン2件、オオハクチョウ1件、ダイサギ1件、カイツブリ1件、オオバン1件、アオサギ1件、オカヨシガモ1件、ヒドリガモ1件、糞便等16件)
- 対応
 - 野鳥の検出地点から10km内の家きん農場の移動制限措置、30km内の家きん農場の臨床調査、周辺道路・家きん農場の消毒

プレスリリース

平成 27 年 4 月 3 日
農 林 水 産 省

米国サウスダコタ州からの生きた家きん、家きん肉等の輸入停止措置について

農林水産省は、本日（平成 27 年 4 月 3 日（金曜日））、米国サウスダコタ州からの生きた家きん、家きん肉等の輸入停止措置を講じました。

経緯

米国サウスダコタ州の七面鳥飼養農場において、高病原性鳥インフルエンザ（H5N2 亜型）の発生が確認された旨、本日、同国家畜衛生当局から通報がありました。

対応

米国当局からの通報を受けて、本病の我が国への侵入防止に万全を期するため、本日、同国サウスダコタ州からの生きた家きん、家きん肉等の輸入を停止しました。

※ 発生国又は地域から生きた家きん、家きん肉等の輸入を停止するのは、生きた家きんがウイルスに感染することを防止するためであり、食品衛生のためではありません。

（参考）米国からの生きた家きん、家きん肉等の輸入実績

	2011 年	2012 年	2013 年
生きた家きんのひな（羽）	167,470	152,600	61,401
家きん肉等（トン）	47,031	30,386	23,768
家きんの卵（トン）	16,550	11,003	11,505

出典：財務省「貿易統計」

※2013 年及び 2014 年に同州から生きた家きんのひなの輸入実績はありません。

※米国農務省（USDA）発表の統計（2013 年）によれば、サウスダコタ州におけるブロイラー生産量が米国全体の生産量に占めるシェアは 0.01%以下、卵については 1%以下。

（ 1 / 2 ）

家きんの高病原性及び低病原性鳥インフルエンザの発生等に伴う輸入停止状況

(■ = 輸入停止国【59か国/地域】)

《ヨーロッパ》

ロシア	H5N1	2005.7.22
ウクライナ	H5N1	2005.12.6
イタリア	H7N3(低)	2002.10.23
ルーマニア	H5N1	2005.10.11
アルバニア	H5N1	2006.3.9
チェコ	H5N1	2007.6.22
セルビア・モンテネグロ	H5N1	2006.4.5
ポルトガル	H5N2(低)	2007.9.19
オランダ	H7N7(低)	2012.8.13
ドイツ	H5(低)	2012.12.22
英国		
ハンブシャー州	H7N7(低)	2015.2.2 *3
ハンガリー	H5N8(高)	2015.2.26

《アフリカ》

ナイジェリア	H5N1	2006.2.9
南アフリカ	H5N2	2004.8.9
ジンバブエ	H5N2	2005.12.5
エジプト	H5N1	2006.2.21
ニジェール	H5N1	2006.3.1
カメルーン	H5N1	2006.3.14
スーダン	H5N1	2006.4.21
コートジボワール	H5N1	2006.4.27
ブルキナファソ	H5N1	2006.5.31
ジブチ	H5N1	2006.5.31
ガーナ	H5N1	2007.5.7
トーゴ	H5N1	2007.6.26
ベナン	H5N1	2007.12.6

《西アジア》

イラク	H5N1	2006.2.6
イスラエル	H5N1	2006.3.20
ヨルダン	H5N1	2006.3.27
パレスチナ自治区	H5N1	2006.4.18
クウェート	H5N1	2007.3.1
トルコ	H5N1	2005.10.11
サウジアラビア	H5N1	2007.3.27
アゼルバイジャン	H5N1	2006.3.1
レバノン	(低)	2009

《中央アジア》

カザフスタン	H5N1	2005.8.4
--------	------	----------

《南アジア》

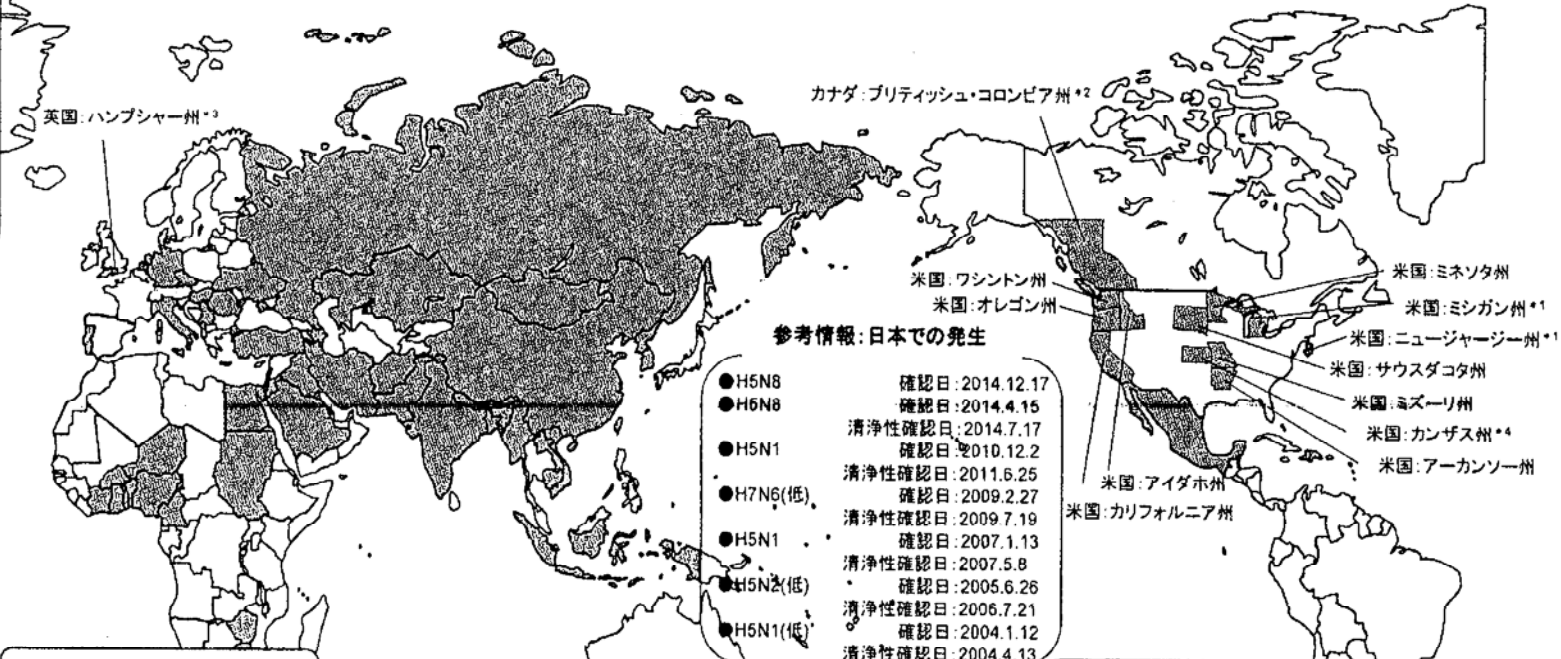
パキスタン	H7N3	2004.1.27
インド	H5N1	2006.2.21
アフガニスタン	H5N1	2006.3.17
バングラデシュ	H5N1	2007.3.27
イラン	H5N1	2008.1.17
ネパール	H5N1	2009.1.19
ブータン	H5N1	2010.2.24

《東南アジア》

ベトナム	H5N1	2004.1.9
インドネシア	H5N1	2004.1.25
ラオス	H5(不明)	2004.1.27
カンボジア	H5N1	2004.1.25
ミャンマー	H5N1	2006.3.14

《東アジア》

中国	H5N1	2004.1.27
香港	H5N1	2001.5.18
マカオ	H5N1	2001.5.24
台湾	H5N2(低)	2010.1.22
モンゴル	H5N1	2005.9.2
北朝鮮	H7N7	2005.3.15
韓国	H7N7(低)	2010.10.18



参考情報：日本での発生

● H5N8	確認日：2014.12.17
● H6N8	確認日：2014.4.15
● H5N1	清浄性確認日：2014.7.17
● H5N1	確認日：2010.12.2
● H7N6(低)	清浄性確認日：2011.6.25
● H5N1	確認日：2009.2.27
● H5N1	清浄性確認日：2009.7.19
● H5N1	確認日：2007.1.13
● H5N2(低)	清浄性確認日：2007.5.8
● H5N1(低)	確認日：2005.6.26
● H5N1(低)	清浄性確認日：2006.7.21
● H5N1(低)	確認日：2004.1.12
● H5N1(低)	清浄性確認日：2004.4.13

《南北アメリカ》

米国		
ミシガン州	H5(低)	2014.12.10 *1
オレゴン州	H5N8	2014.12.20
ワシントン州	H5N2	2015.1.5
アイダホ州	H5N2	2015.1.19
カリフォルニア州	H5N8	2015.1.25
ニュージャージー州	H5N1(低)	2015.2.6 *1
ミネソタ州	H5N2	2015.3.6
ミズーリ州	H5N2	2015.3.10
カンザス州 *4	H5N2	2015.3.10
アーカンソー州	H5N2	2015.3.12
サウスダコタ州	H5N2	2015.4.3
カナダ		
ブリティッシュ・コロンビア州	H5N2	2014.12.3 *2
メキシコ	H7N3	2012.6.26
ドミニカ共和国	H5N2(低)	2007.12.25
ハイチ共和国	H5N2(低)	2008.6.16

※血清型は、輸入停止の原因となった型を示す
 ※日付は確認日(日本が発生等を確認し、輸入停止等の対応を行った日)
 ※病原性が不明又は低病原性鳥インフルエンザであることが確認できている場合、垂型表記の後ろにそれぞれ(不明)又は(低)と表記
 ※更新点：2015年4月3日付けで、米国サウスダコタ州からの生きた家きん及び家きん肉等の輸入を一時停止
 *1 米国からの家きん肉等については、家畜衛生条件の改正により、2014年8月22日以降、低病原性鳥インフルエンザの場合輸入停止の対象地域を「州全域」から「発生農場から半径10km以内の地域」に縮小
 *2 カナダからの家きん肉等については、2015年2月4日以降、輸入停止の対象地域を「同国全土」から「ブリティッシュ・コロンビア州」に縮小
 *3 英国における高病原性鳥インフルエンザ(H5N8)の発生に伴い2014年11月17日付けで同国全土からの生きた家きんの輸入を停止していたが、2015年2月19日付けで、家畜衛生条件に基づき、英国ハンブシャー州を除き同国からの生きた家きんの輸入停止措置を解除
 *4 ミズーリ州での発生に伴い設定されたサーベイランス区域がカンザス州にも及ぶ可能性があることから、同州も輸入停止措置対象とした

2015年4月3日現在